

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率

(平成二十七年金融庁告示第八十号)

(金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等)

第一条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（以下「持株告示」という。）第二条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等とし、持株告示第二条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に定める比率は、当該各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等について当該各号に掲げる比率とする。

- 一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 一・五パーセント
- 二 株式会社みずほフィナンシャルグループ 一・〇パーセント
- 三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 一・〇パーセント

(我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等)

第二条 持株告示第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等は、次の各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等とし、持株告示第二条の二第五項第二号に規定する金融庁長官が別に定める比率は、当該各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等について当該各号に掲げる比率とする。

- 一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 一・五パーセント
- 二 株式会社みずほフィナンシャルグループ 一・〇パーセント
- 三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 一・〇パーセント
- 四 三井住友トラストグループ株式会社 ○・五パーセント

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 掲げる比率 | 掲げる比率に百分の二十五を乗じて得た比率 |
|---------------------------------|-------|----------------------|
| 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 掲げる比率 | 掲げる比率に百分の五十を乗じて得た比率 |
| 平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 掲げる比率 | 掲げる比率に百分の七十五を乗じて得た比率 |

改正文（令和六年　月　日金融庁告示第　号）抄

令和六年十月一日から適用する。